

## タイにおける公序良俗に反する商標

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

Fabrice Mattei



Rouse & Co. International は1990年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界13カ国に計16の拠点を有し、600名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィスは(バンコク)は2000年設立。2013年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

タイ商標法によれば、公序良俗（社会秩序、道徳、公共政策）に反する要素を有する標章は全て、登録の対象にはならないものと規定されているが、商標自体が公序良俗に反する要素を含んでいる場合のみがこれに該当するのか、あるいは当該商標の出願人、商標権者の使用行為を含めて考慮した上で、公序良俗に反するとしてこの規定に該当するのかという点が不明瞭である。タイにおける公序良俗に反する商標について、タイ知的財産局の見解や判例を通して、以下に解説する。

タイ商標法第8条(9)によれば、公序良俗（社会秩序、道徳、公共政策）に反する要素を具有する標章は全て、登録の対象にはならないものと規定されている。

### タイ商標法第8条

次の1に該当する商標は、登録を認めないものとする。

- (1) 国の紋章または盾形紋章、王室の印章、公印、チャクリ王朝の紋章、王室の勲章からなる紋章および記章、官庁印、省、事務局、局または州の印章
- (2) タイの国旗、王旗または公式な旗
- (3) 王室の名称、王室のモノグラム（組合せ図案文字）、または王室の名称もしくは王室のモノグラムの省略形
- (4) 王、王妃および王位継承者の肖像
- (5) 王、王妃もしくは王位継承者または王族を表す名称、語、言葉または紋章
- (6) 他の国の紋章および国旗、国際組織の紋章および旗、他の国の首長の紋章、他の国または国際組織の公式の紋章および品質管理証、他の国または国際組織の名称およびモノグラム。ただし、かかる他の国または国際組織の担当官の許可がある場合はこの限りでない
- (7) 赤十字の公式記章および紋章、または「Red Cross」もしくは「Geneva Cross」の名称
- (8) タイ政府、タイの政府機関、公共企業体もしくはタイのその他の政府組織、または外国政府もしくは国際機関が主催した博覧会またはコンテストで授与されたメダル、免状または証明書の外観と同一または類似の標章または

その他の標章。ただし、このメダル、免状、証明書または標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され、係る商標の一部として使用される場合を除く

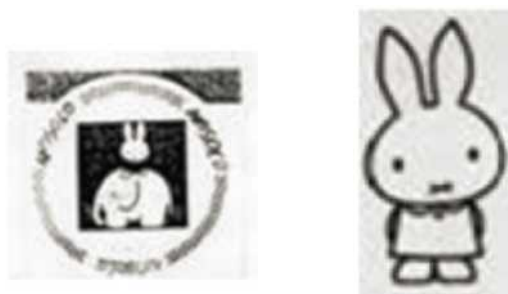
- (9) 公序良俗もしくは国策に反する標章
- (10) 登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章、または商品の所有者もしくは出所に関して公衆を混同させる虞のある商標に類似する標章
- (11) (1)、(2)、(3)、(5)、(6)または(7)に類似する商標
- (12) 地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示
- (13) 大臣の告示で定めるその他の商標

ただし、上記タイ商標法第8条(9)については、厳密にどのような場合に商標が公序良俗に反するのかという点で、やや不明瞭な点が存在する。すなわち、商標自体が公序良俗に反する要素を含んでいる場合のみこれに該当するのか、あるいは当該商標の出願人、商標権者の使用行為を含めて考慮した上で、公序良俗に反するとしてこの規定に該当するのかという点である。タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP) 商標部門の見解によると、公序良俗に反するか否かは、対象となる社会(産業、市場)の特性や道徳的価値といった観点により判断されるものであり、具体的には以下のような挑発的、あるいは社会風俗上問題視され得る要素を含む商標や、名所旧跡、あるいは宗教的崇拝を示す絵や写真により構成される商標等が公序良俗に反するものに該当するとされている。



このことから、当局は商標法第8条(9)への抵触を考慮する際には、商標自体の構成要素についての検討が重視され、出願人、商標権者による行為についての検討は念頭に置かれていないことが分かる。したがって、商標が出願人の悪意(公序良俗に反する行為、意図)により創出され、出願されたといった点についての議論は、当局により採用されないであろうことが類推される。

しかし一方で、2009年の最高裁判所判決（第4588/2552号）によると、裁判所は悪意による商標出願を公序良俗に反するもの、即ち商標法第8条（9）に該当するものとして、これを無効としている。上記事例においては、商標出願第449331号（下左）の登録性が争点とされたが、裁判所は、当該商標の構成要素であるうさぎの図案が、Mercis BVの著作権により保護される図案（下右）の悪意ある盗用によるものとした上で、商標法第8条第（9）項に該当するとして当該商標の無効を決定した。



裁判所は判決の中で、著作権法の問題は著作者を保護することであり、商標法の問題は善意による出願人を保護することにあるとして、著作権保護の下にある創作物を悪意により不誠実にコピー、盗用し、これを商標出願する行為は、かかる法の精神、ひいては公序良俗に反するものであると判示している。本事案においては、裁判所は商標自体の構成要素のみに焦点を当てているのではなく、出願人による行為についても考慮し、重きを置いている。

商標自体の態様や構成要素のみ考慮するDIPと出願人による行為や悪意の所在についても考慮する裁判所では「公序良俗に反する商標」への対応について、各々が異なる姿勢を取っており、独自裁量による判断を下しているのが現状である。行政と司法の対応が異なることを認識し、事案により対応する必要がある。

## ■ 参考情報

- ・タイ商標法 第8条
- ・タイ最高裁判所判決（第4588/2552号）

平成26年度

新興国等における知的財産  
関連情報の調査

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)